

5. 補足情報

株式会社北陸銀行の個別業績の概要

平成23年11月14日

代表者 取締役頭取 高木 繁雄
 問合せ先責任者 常務執行役員総合企画部長 庵 栄伸 TEL (076) 423-7111
 半期報告書提出予定日 平成23年11月24日

(百万円未満切捨て)

平成24年3月第2四半期(中間期)の個別業績(平成23年4月1日～平成23年9月30日)

(1) 個別経営成績

	経常収益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
24年3月期中間期	54,055	△1.8	13,895	14.3	6,960	△3.6
23年3月期中間期	55,053	△4.3	12,155	23.4	7,223	△4.8

	1株当たり中間純利益	
	円	銭
24年3月期中間期	6	64
23年3月期中間期	6	89

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率 (注1)	単体自己資本比率 (国内基準)(注2)
	百万円	百万円	%	%
24年3月期中間期	6,027,966	233,641	3.9	11.62
23年3月期	6,079,002	226,609	3.7	11.32

(参考) 自己資本 24年3月期中間期 233,641百万円 23年3月期 226,609百万円

(注1) 「自己資本比率」は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。

(注2) 「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。

【中間財務諸表】
①【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	250,493	212,140
コールローン	24,562	4,215
買入金銭債権	111,431	106,718
特定取引資産	6,966	6,672
有価証券	※1, ※8, ※13 1,217,508	※1, ※8, ※13 1,285,758
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8, ※9 4,252,329	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 4,205,710
外国為替	※6 6,149	※6 6,501
その他資産	※8 60,333	※8 57,515
有形固定資産	※10, ※11 84,405	※10, ※11 82,522
無形固定資産	6,057	9,420
繰延税金資産	41,955	34,085
支払承諾見返	59,288	58,041
貸倒引当金	△42,478	△41,336
資産の部合計	6,079,002	6,027,966
負債の部		
預金	※8 5,327,953	※8 5,260,162
譲渡性預金	111,968	156,363
コールマネー	※8 20,000	※8 30,000
特定取引負債	2,690	2,747
借入金	※8, ※12 252,538	※8, ※12 190,103
外国為替	77	65
その他負債	65,300	84,769
未払法人税等	744	298
リース債務	1,920	1,776
資産除去債務	156	157
その他の負債	62,478	82,536
退職給付引当金	90	112
役員退職慰労引当金	231	267
偶発損失引当金	2,145	2,117
睡眠預金払戻損失引当金	1,207	982
再評価に係る繰延税金負債	※10 8,901	※10 8,589
支払承諾	59,288	58,041
負債の部合計	5,852,392	5,794,324
純資産の部		
資本金	140,409	140,409
資本剰余金	14,998	14,998
資本準備金	14,998	14,998
利益剰余金	50,758	58,123
利益準備金	6,003	6,003
その他利益剰余金	44,754	52,119
繰越利益剰余金	44,754	52,119
株主資本合計	206,166	213,532
その他有価証券評価差額金	11,757	11,878
繰延ヘッジ損益	3	△46
土地再評価差額金	※10 8,683	※10 8,277
評価・換算差額等合計	20,443	20,109
純資産の部合計	226,609	233,641
負債及び純資産の部合計	6,079,002	6,027,966

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	55,053	54,055
資金運用収益	42,088	41,264
(うち貸出金利息)	34,787	33,075
(うち有価証券利息配当金)	6,033	7,089
役務取引等収益	10,198	9,448
特定取引収益	567	467
その他業務収益	690	2,118
その他経常収益	1,508	755
経常費用	42,898	40,159
資金調達費用	5,903	4,596
(うち預金利息)	4,480	3,203
役務取引等費用	3,517	3,472
その他業務費用	690	—
営業経費	※1 27,646	※1 28,567
その他経常費用	※2 5,141	※2 3,523
経常利益	12,155	13,895
特別利益	5	—
特別損失	452	1,086
税引前中間純利益	11,707	12,809
法人税、住民税及び事業税	43	27
過年度法人税等戻入額	△51	—
法人税等調整額	4,491	5,821
法人税等合計	4,484	5,849
中間純利益	7,223	6,960

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	140,409	140,409
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	140,409	140,409
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	14,998	14,998
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	14,998	14,998
資本剰余金合計		
当期首残高	14,998	14,998
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	14,998	14,998
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	5,144	6,003
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	5,144	6,003
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	37,888	44,754
当中間期変動額		
中間純利益	7,223	6,960
土地再評価差額金の取崩	94	405
当中間期変動額合計	7,317	7,365
当中間期末残高	45,206	52,119
利益剰余金合計		
当期首残高	43,033	50,758
当中間期変動額		
中間純利益	7,223	6,960
土地再評価差額金の取崩	94	405
当中間期変動額合計	7,317	7,365
当中間期末残高	50,351	58,123
株主資本合計		
当期首残高	198,441	206,166
当中間期変動額		
中間純利益	7,223	6,960
土地再評価差額金の取崩	94	405
当中間期変動額合計	7,317	7,365
当中間期末残高	205,759	213,532

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	7,611	11,757
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5,762	121
当中間期変動額合計	5,762	121
当中間期末残高	13,373	11,878
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△17	3
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	17	△49
当中間期変動額合計	17	△49
当中間期末残高	△0	△46
土地再評価差額金		
当期首残高	8,784	8,683
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△94	△405
当中間期変動額合計	△94	△405
当中間期末残高	8,689	8,277
評価・換算差額等合計		
当期首残高	16,377	20,443
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5,685	△333
当中間期変動額合計	5,685	△333
当中間期末残高	22,063	20,109
純資産合計		
当期首残高	214,819	226,609
当中間期変動額		
中間純利益	7,223	6,960
土地再評価差額金の取崩	94	405
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5,685	△333
当中間期変動額合計	13,003	7,031
当中間期末残高	227,822	233,641

【重要な会計方針】

	<p>当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>				
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>				
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>				
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>				
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、動産については定率法、不動産については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し、計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>6年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3年～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	建 物	6年～50年	その他	3年～20年
建 物	6年～50年				
その他	3年～20年				
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は82,385百万円（前事業年度末は84,874百万円）であります。</p>				

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際事業年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異（16,568百万円）については、主として15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>
	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(4) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。</p>
	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
7. リース取引の処理方法	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジの有効性評価の方法については、当行のリスク管理手続きに則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
※1. 関係会社の株式総額 50百万円 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は8,557百万円、延滞債権額は115,222百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は280百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,142百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は142,202百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、46,385百万円であります。	※1. 関係会社の株式総額 50百万円 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,468百万円、延滞債権額は121,075百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は959百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は21,904百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は151,408百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、42,105百万円であります。 ※7. ローン・パーティシパシオンで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1,500百万円であります。

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																												
<p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">200,735百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">311,962百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">46,877百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">コールマネー</td> <td style="text-align: right;">20,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">161,500百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券172,465百万円、その他資産210百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は、1,948百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,230,563百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,189,503百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p style="padding-left: 20px;">再評価を行った年月日</p> <p style="text-align: right;">平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p style="padding-left: 20px;">土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方式に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。</p> <p style="padding-left: 20px;">同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">23,800百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">57,156百万円</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金91,000百万円が含まれております。</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は66,702百万円であります。</p>	担保に供している資産		有価証券	200,735百万円	貸出金	311,962百万円	担保資産に対応する債務		預金	46,877百万円	コールマネー	20,000百万円	借入金	161,500百万円	<p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">201,468百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">318,610百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">15,973百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">コールマネー</td> <td style="text-align: right;">30,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入金</td> <td style="text-align: right;">100,070百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券167,796百万円、その他資産210百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は、1,938百万円であります。</p> <p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,244,928百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,213,926百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p style="padding-left: 20px;">再評価を行った年月日</p> <p style="text-align: right;">平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p style="padding-left: 20px;">土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。</p> <p style="padding-left: 20px;">同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">23,187百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">58,000百万円</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金90,000百万円が含まれております。</p> <p>※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は62,132百万円であります。</p>	担保に供している資産		有価証券	201,468百万円	貸出金	318,610百万円	担保資産に対応する債務		預金	15,973百万円	コールマネー	30,000百万円	借入金	100,070百万円
担保に供している資産																													
有価証券	200,735百万円																												
貸出金	311,962百万円																												
担保資産に対応する債務																													
預金	46,877百万円																												
コールマネー	20,000百万円																												
借入金	161,500百万円																												
担保に供している資産																													
有価証券	201,468百万円																												
貸出金	318,610百万円																												
担保資産に対応する債務																													
預金	15,973百万円																												
コールマネー	30,000百万円																												
借入金	100,070百万円																												

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,524百万円 無形固定資産 559百万円 ※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,422百万円、株式等償却1,456百万円、株式等売却損382百万円及び貸出債権売却損406百万円を含んでおります。	※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,474百万円 無形固定資産 1,133百万円 ※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,753百万円、株式等償却1,119百万円及び貸出債権売却損231百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

- I 前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。
- II 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

前事業年度 (平成23年3月31日)

有形固定資産

操作端末、大型画面情報表示装置、貸金庫等

当中間会計期間 (平成23年9月30日)

有形固定資産

操作端末、大型画面情報表示装置、貸金庫等

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度 (平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	4,677	3,761	—	915
合計	4,677	3,761	—	915

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間会計期間 (平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	4,024	3,365	—	658
合計	4,024	3,365	—	658

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

②未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	463	364
1年超	451	294
合計	915	658

(注) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間期末(期末)残高が有形固定資産の中間期末(期末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③リース資産減損勘定期末残高

前事業年度(平成23年3月31日)

リース資産に配分された減損損失はありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

リース資産に配分された減損損失はありません。

④支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	317	250
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	317	250
減損損失	—	—

⑤減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	2	2
1年超	12	11
合計	15	14

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式50百万円、関連会社株式 ー 百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式50百万円、関連会社株式 ー 百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	6.89	6.64
(算定上の基礎)			
中間純利益金額	百万円	7,223	6,960
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益金額	百万円	7,223	6,960
普通株式の期中平均株式数	千株	1,047,542	1,047,542

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。